

福島県知事許可業者の皆様へ

平成31年5月31日で解体工事業に係る経過措置が終了します。

経営事項審査に係る解体工事業の経過措置が平成31年（2019年）5月31日で終了することに伴い、経過措置終了後の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

○終了する経過措置

- ① 完成工事高について
「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」（業種コード300）の記載が不要になります。
- ② 技術職員名簿について
業種コード99の使用ができなくなります。
- ③ 経審結果通知書において「とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」の数値は表示なしとなります。

○今後のスケジュール

- ・ 平成31年5月31日までは、経過措置期間内の基準による申請を受理します。
- ・ 技術者要件の経過措置（有資格区分コード11A等）は平成33年3月31日までです。
- ・ 「経営事項審査申請要領（改訂版）」等の改訂については、下記福島県土木部建設産業室のホームページに随時掲載する予定ですので、ご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/keiejikoushinsa.html>

お問い合わせ先	福島県土木部建設産業室	電話024-521-7452
---------	-------------	----------------